

第10次 小千谷市交通安全計画

平成29年度～平成32年度

平成29年9月

小千谷市交通安全対策会議

ま え が き

本市では、昭和46年以降、交通安全対策基本法に基づき、9次にわたる交通安全計画を策定し、市民、関係機関・団体と連携・協働して、交通安全対策を推進してきました。

こうした取り組みにより、交通事故件数及び負傷者数については、減少傾向にあります。平成28年の交通事故発生件数は95件、負傷者数は109人であり、第8次計画の最終年度である平成22年からの6年間で、交通事故発生数は約31パーセント、負傷者数は約37パーセント減少しています。

しかしながら、毎年交通事故によって尊い命が失われている状況が続いていることに変わりはなく、今後もさらに安全対策に取り組む必要があります。

また、近年は、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の関係する事故が年々増加しており、新たな課題となっています。

このようなことから、平成32年度までの4年間の交通安全対策の大綱として、人命尊重の理念に立ち、人優先の交通安全思想の普及を図るため、市民が参加できる参加・協働型の交通安全運動を推進し、市民が安心して暮らせる社会の構築を基本理念とした「第10次小千谷市交通安全計画」を策定しました。

交通事故による悲劇を少しでも減らすため、第9次計画から引き続き「高齢者の交通事故防止」、「歩行者及び自転車の安全確保」、「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」の4点を重点課題として、新潟県、関係機関・団体と連携しながら総合的に対策を進め、交通事故を減少させていきたいと考えています。

交通事故の防止は、地方公共団体や関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であります。

市民の皆様におかれましても、それぞれの立場でこの計画の実現に向けて積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

平成29年9月

小千谷市交通安全対策会議会長

小千谷市長 大塚 昇一

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の性格・期間等	2
第2章 交通事故等の現状	3
1 道路交通事故の推移と現状	3
第3章 交通安全計画における目標と課題	5
1 目標	5
2 課題	5
第2部 重点課題とその施策	7
重点課題1 高齢者の交通事故防止	8
施策1 道路・交通安全施設等の整備	8
施策2 事故防止対策の推進	9
施策3 教育・啓発の推進	9
重点課題2 歩行者及び自転車の安全確保	12
施策1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備	12
施策2 事故防止対策の推進	13
施策3 教育・啓発の推進	13
重点課題3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	15
施策1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発	15
重点課題4 飲酒運転の根絶	17
施策1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	17
第3部 その他の課題とその施策	19
課題1 道路交通環境の整備	20
施策1 道路等の整備	20
施策2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進	20
施策3 道路使用・占用の適正化	21
施策4 自転車利用環境の整備	22

施策5	TDM（交通需要マネジメント）の推進	22
施策6	交通事故防止対策の推進	22
施策7	災害に備えた道路交通環境の整備	22
施策8	その他の道路交通環境の整備	23
課題2	交通安全思想の普及徹底	24
施策1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	24
施策2	効果的な交通安全教育の推進	25
施策3	地域社会における交通安全意識の高揚	25
施策4	交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
課題3	道路交通秩序の維持	27
施策1	駐車秩序の確立	27
課題4	救助・救急活動の充実	28
施策1	救助・救急環境の整備	28
施策2	救急医療関係機関等の協力関係の確保	29
課題5	交通事故被害者対策の推進	30
施策1	交通事故被害者対策の充実	30
施策2	交通事故被害者等に対する援助措置の充実	31
課題6	踏切道における安全対策	32
施策1	踏切道の構造改良の促進	32
参考資料		33
信号機設置状況		34

第 1 部 総論

第 1 章 計画の考え方

1 計画の基本理念

真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。

とりわけ、交通安全の確保は安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素であることから、昭和 46 年以降 9 次にわたって「小千谷市交通安全計画」を策定し、本市をはじめ関係機関及び関係民間団体等が一体となって各種の施策を推進してきました。

その結果、第 9 次計画期間（平成 23 年から平成 28 年）の交通事故の発生件数は、第 8 次計画期間（平成 18 年から平成 22 年）に比較して約 3 割減少しておりますが、一方で毎年尊い命が交通事故により失われています。

交通安全対策を効果的に推進するためには交通情勢に適切に対応して、実効性のある対策を計画的に重点的に実施していく必要があります。

第 10 次小千谷市交通安全計画は、人命尊重の理念に立ち、人優先の交通安全思想の普及を図るため、市民が参加できる参加・協働型の交通安全活動を推進し、市民が安心して暮らせる小千谷市を築きあげていくために策定するものです。

2 計画の性格・期間等

(1) この計画は、小千谷市交通安全対策会議が県の第 10 次交通安全基本計画に基づき策定するもので、小千谷市の交通安全対策の指針となるものです。

策定に当たっては本市の実情に合ったものとなるように配慮しました。

(2) この計画は、小千谷市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、小千谷市と小千谷市を管轄する国及び県の行政機関等が実施する大綱を定めたものです。

(3) この計画の期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

第 2 章 交通事故等の現状

1 道路交通事故の推移と現状

(1) これまでの推移

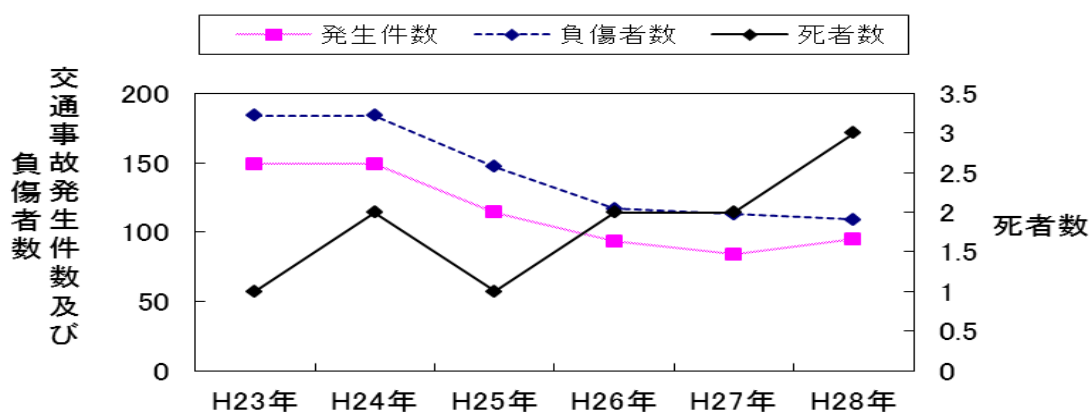
本市の交通事故は、道路網の整備や自動車保有台数が増加したことなどにより、増加の一途をたどりました。特に、昭和42年には交通事故件数が200件を突破し、昭和47年には史上最悪の318件となりました。

全国的には、昭和34年から昭和50年まで連続して死者数が1万人を超え、交通事故の極端な増加に「交通戦争」という言葉も生まれました。

こうした深刻な状況を踏まえ、昭和45年には交通安全対策基本法が制定され、翌昭和46年からは国の交通安全基本計画に基づき、「第1次新潟県交通安全計画」が策定され、本市においても「第1次小千谷市交通安全計画」を策定し、交通安全の諸対策を強力に推進してきました。この結果、市内の交通事故件数は昭和48年から徐々に減少し、昭和63年にはピーク時の4割弱の114件まで減少しました。

しかしながら、平成元年以後再び増加傾向をたどり、平成4年には再度200件を突破し、その後平成18年まで200件前後で推移していましたが、平成19年から減少傾向に転じ、平成26年には100件を下回り現在に至っています。

小千谷市の交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移



【小千谷市における過去6年間の交通事故発生状況】

区分	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
発生件数	149件	149件	114件	93件	84件	95件
負傷者数	184人	184人	147人	117人	113人	109人
死者数	1人	2人	1人	2人	2人	3人

資料：新潟県警察本部

(2) 現状

本市の平成28年の交通事故死者数は3人で、前年より1人増加し、年間抑止目標の2人以下を達成することができませんでした。

また、交通事故発生件数は95件で、年間抑止目標の120人以下を大幅に下回り目標を達成することができました。

なお、過去6年間の交通事故発生状況をみると、最初の2年間は目標値を上回っていましたが、その後は減少に転じ、平均件数は114.0件となりました。また、平均死者数は1.8人となり、死者数及び発生件数とも平均値では第9次の目標値を下回ることができました。

第3章 交通安全計画における目標と課題

1 目標

第10次小千谷市交通安全計画の目標は、次のとおりとします。

平成32年までに年間

1 交通事故死者数を0人

2 交通事故発生件数を70件以下

とすることを目指します。

第9次小千谷市交通安全計画では、「年間交通事故死者数を2人以下、交通事故発生件数を120件以下とする」ことを目標に掲げ各種施策を推進してきました。

しかしながら、発生件数と負傷者数は減少傾向にあるものの、人命尊重の理念に立って、交通死亡者ゼロと交通事故発生件数の更なる減少に向け、次の施策を着実に推進してまいります。

2 課題

(1) 課題の構成

本市の交通事故の特徴は、依然として高齢者の加害事故や歩行者の事故が多い、シートベルトの着用が徹底されていない、飲酒運転がなくなるなどあげられます。これらのことから、第10次小千谷市交通安全計画では、第9次計画に引き続き4つの重点課題と、重点課題を補完する6つのその他の課題を体系として計画を推進して行きます。そして、重点課題には目標を掲げ、それらの目標を達成するための施策を展開し、交通事故防止を図ります。

(2) 計画の体系

重点課題		目 標	施 策	
1	高齢者の交通事故防止	高齢者の年間事故数を30件以下にします 高齢者の年間加害者事故数を15件以下にします	1	道路・交通安全施設等の整備
			2	事故防止対策の推進
			3	教育・啓発の推進
2	歩行者及び自転車の安全確保	歩行者及び自転車に絡む交通事故負傷者数を20人以下にします	1	歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備
			2	事故防止対策の推進
			3	教育・啓発の推進
3	シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	シートベルトとチャイルドシート着用の定着化	1	後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発
4	飲酒運転の根絶	飲酒運転を根絶します	1	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
その他の課題				
1	道路交通環境の整備			
2	交通安全思想の普及徹底			
3	道路交通秩序の維持			
4	救助・救急活動の充実			
5	交通事故被害者対策の推進			
6	踏切道における安全対策			

第2部 重点課題とその施策

重点課題 1 高齢者の交通事故防止

課題

近年、高齢者（65歳以上）の加齢に伴う身体的な衰えや認知機能の低下を原因とする交通事故が増加しております。今後も更に高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が安全で安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

また、改正道路交通法の施行により、実車運転を含む高齢者実習や講習予備検査が実施されており、「高齢者加害事故」を防止するためには、身体機能の変化を自覚できる体験型の交通安全教育を広く推進して行く必要があります。

目標

高齢者の年間事故数を30件以下

高齢者の年間加害者事故数を15件以下

【小千谷市の高齢者事故数の年別推移】

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
小千谷市：高齢者事故数 (全事故発生数に占める割合)	58件 (38.9%)	46件 (40.4%)	41件 (44.1%)	42件 (50.0%)	42件 (44.2%)
新潟県：高齢者事故数 (全事故発生数に占める割合)	2,690件 (32.1%)	2,623件 (34.7%)	2,309件 (36.6%)	2,167件 (40.5%)	1,828件 (38.9%)

資料：新潟県警察本部

【小千谷市の高齢者加害事故数の年別推移】

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
小千谷市：高齢者加害事故数 (全事故発生数に占める割合)	40件 (20.1%)	33件 (28.9%)	25件 (26.9%)	19件 (22.6%)	27件 (28.4%)
新潟県：高齢者加害事故数 (全事故発生数に占める割合)	1,545件 (18.4%)	1,479件 (19.6%)	1,307件 (20.7%)	1,279件 (23.9%)	1,082件 (23.1%)

資料：新潟県警察本部

施策 1 道路・交通安全施設等の整備

- (1) 高齢者等の安全に資する歩行空間の整備

高齢者等（高齢者、障がい者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上制限を受けているもの）が安全で快適な移動ができるようにするため、歩道のバリアフリー化、音響式信号機の設置など、利用が多い公共的施設（官公庁、公共交通機関の施設、病院等）周辺を重点に交通安全施設等の整備が図られるよう関係機関と連携して推進します。

(2) 高齢者の視点を活かした道路整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、高齢者を含む地域住民、道路利用者及び関係機関と連携を図り交通安全施設等の点検を行うよう努めます。

(3) 公共交通の充実

路線バス、コミュニティバス及び乗合タクシー等の利便性向上と利用促進を図り、身体機能の低下により運転に不安を感じている高齢者の運転免許証の自主返納を促します。

施策 2 事故防止対策の推進

(1) 交通事故多発の区間・交差点・単路での重点的な事故対策

死傷事故が多発している交差点・単路について、道路管理者及び公安委員会と連携して、集中的な事故抑止対策を実施します。

(2) 高齢者の特性に応じた効果的対策の推進

高齢者の身体特性あるいは行動特性を加味し、これらを踏まえた総合的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進します。

施策 3 教育・啓発の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育の充実

ア 参加・体験型交通安全教育の推進

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動（道路横断、危険回避のための安全確認等）に及ぼす影響について理解を深めるため、歩行環境シミュレータ等の交通安全教育資機材を活用した参加・体験型交通安全教育や公民館の高齢者学級において交通安全防止に関する講座を開催し、交通安全意識の高揚を図ります。

イ 高齢者による県民運動への参加

高齢者が自ら参加して「事故にあわない・起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブ・チャレンジ100」等の県民運動に積極的な参加を促します。

ウ 夜光反射材の普及促進

関係機関・団体と連携して夜光反射材の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、夜光反射材や各種反射用品の自発的な活用の促進を図ります。

エ 交通安全教育指導者の育成

小千谷市交通安全指導員及び県が認定した高齢者交通安全推進員に対して、県の実施する加齢に伴う身体機能の変化や夜光反射材の視認効果等の研修への参加を支援し、高齢者交通安全指導者の育成と指導力向上を図ります。

オ 安全な運転を行うために必要な技能と知識の習得

自動車教習所等と連携した高齢者ドライビングスクールの開催により、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに運転適性指導及び運転技能指導を推進します。

(2) 高齢運転者対策の充実

関係機関・団体・自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努めます。

(3) 地域・家庭ぐるみの交通安全運動の推進

地域・家庭ぐるみで、子どもから大人、そして高齢者まで社会全体が高齢者を交通事故から守るという風潮を生み出し、総合的な交通安全思想の普及促進を図るために次の取組を行います。

ア 市民参加型の交通安全運動の充実・発展

各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知することにより、参加型の交通安全運動の充実を図り、市民の交通安全意識の醸成に努めます。

イ 重点としての積極的取組

交通安全運動等実施の際に、「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取上げ、広く市民に周知するとともに、関係機関・団体及び地域住民等が一体となって、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

(4) 安全意識・保護意識の啓発強化

ア ライト早め点灯運動等の推進

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者等が道路を歩行中に交通事故に遭う危険が高まることから、車両運転者に対し前照灯（ライト）の早め点灯の呼びかけを行うほか、前照灯の上向き・下向きのこまめな切り替えによる前方の安全確認と歩行者保護意識を高める運転の推進と定着化を図ります。

イ 高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成

運転免許取得者の中で、70歳以上の高齢者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあることから、いわゆる高齢者マークを付けて自動車を運転するよう広報啓発を図ります。

また、これら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成に努めます。

ウ 高齢者の交通事故防止のための広報

高齢者自身の安全意識の醸成と高齢者への保護意識を強化するために、高齢者交通事故の特徴等を幅広く広報していきます。

重点課題 2 歩行者及び自転車の安全確保

課題

歩行者の安全を確保するため、人優先の考えのもと、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等を推進して行く必要があります。

また、自転車の安全利用を促進するため、歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を進めるとともに、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

目標

歩行者及び自転車に絡む交通事故負傷者数を20人以下

【小千谷市の交通事故死傷者数のうち歩行中と自転車乗用中の占める割合】

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
死傷者数	186人	148人	119人	115人	112人
うち歩行中	19人	18人	16人	15人	19人
うち自転車乗用中	13人	11人	7人	10人	8人
合 計	32人	29人	23人	25人	27人
死傷者に占める割合	17.2%	19.6%	19.3%	21.7%	24.1%

資料：新潟県警察本部

施策 1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

(1) 歩行空間の整備・改良

ア 歩行者が安心・安全に通行できる歩行空間整備の推進

歩行者の安全を図るため、歩行者の視点に立った点検を行い、歩道等の設置を伴う既存道路の拡幅、歩道のバリアフリー化、道路標識の大型化など、道路管理者と公安委員会が一体となった交通安全施設等の整備・改良を推進します。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

歩道の整備に限らず、路側線の引き直しによる歩行空間の確保や防護柵設置等の簡易な方法を含めて、安心・安全な歩行空間ネットワークを創出します。特に、小

学校や保育園等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、小千谷市通学路交通安全プログラムを推進し、通学路の安全確保に努めます。

(2) 自転車空間の設置・改良

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、自転車利用者の視点に立った点検を行うとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月、国土交通省、警察庁)を参考とし、自転車の通行を歩行者や自動車と分離するための自転車道や、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。

施策2 事故防止対策の推進

(1) 事故防止のための道路占用の適正化

ア 道路占用の適正化

歩行者の通行が円滑に行えるように道路占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し安全な道路交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導します。

イ 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件については、その実態把握に努めるとともに道路管理者と警察が連携を図りながら、市街地を重点にその是正を行います。

特に歩道上における不法占有物件については、歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行います。

(2) 通学路の安全確保の推進

通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校及び道路管理者が連携し、ハード・ソフト両面から必要な対策を推進します。

施策3 教育・啓発の推進

(1) 自転車の安全利用の推進

自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

(2) 効果的交通安全教育の推進

ア 各年齢層に応じた参加・体験型交通安全教育の推進

受講者が安全な通行に必要な技能及び知識を習得するため、各年齢層の特徴をとらえた参加・体験型の交通安全教育を実施します。特に小・中学生に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解の促進に努め、着用の推進を図ります。

イ 学校、認定こども園及び保育園における安全教育の推進

学校、認定こども園及び保育園において、交通安全教室の開催等積極的に交通安全教育を推進し、歩行者及び自転車がそれぞれの立場で交通ルールを守るよう指導します。

(3) 交通安全運動を通じた意識啓発

各季の交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実化を図ります。

また、交通ボランティア活動等の活性化を図るため、若い世代の参加を呼び掛けます。

(4) 広報・普及活動の強化

ア 歩行者や自転車利用者の交通ルールについて理解を深めるため、交通安全の広報に当たっては、市報等の各種広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職場、地域等と一体となったキャンペーンの実施を関係機関、団体を通じて推進します。

イ 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、自転車安全利用五則（※）を活用し、自転車の安全利用に関する広報啓発活動を強化します。

※自転車安全利用五則：①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る（◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止◆夜間はライトを点灯◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）⑤子どもはヘルメットを着用

重点課題3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

課題

自動車乗車中における交通事故死亡者のうち、シートベルト着用者の割合が半数程度であり依然として低いことから、交通事故の被害軽減を図るため、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を展開し、後部座席を含めた全座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用について呼びかける必要があります。

目標

シートベルトとチャイルドシート着用の定着化

【新潟県のシートベルト着用率】

平成28年10月調査

区分	運転席	助手席	後部座席
一般道	98.2%	93.9%	43.7%
高速道	99.8%	98.8%	70.6%

資料：新潟県警察本部と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査

施策1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発

(1) 交通安全教育を通じた着用意識の啓発

各種交通安全教室や講習会において、シートベルト及びチャイルドシートによる被害軽減効果を市民に理解させ、正しい着用を行うよう意識啓発を図ります。

(2) 交通安全運動での重点的取組の推進

各季交通安全運動の重点として、シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底について繰り返し呼びかけを行い、着用率の向上を図ります。

(3) 広報・普及活動の強化

ア 効果的な広報の実施

シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底と着用効果及び正しい着用方法について理解を深めてもらうため、市報等の各種広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンを関係機関・団体を通じて積極的に広報を実施します。

イ チャイルドシートの正しい使用の推進

チャイルドシートの着用効果及び正しい使用方法について、認定こども園・保育園との連携により保護者等に対して、着用推進シンボルマーク等を活用するなど、効果的な広報啓発を推進し、正しい使用の徹底を図ります。

重点課題 4 飲酒運転の根絶

課題

飲酒運転は判断力の低下等により無謀な運転を引き起こし、重大な事故を招く要因となることから、職場や家庭、飲食店などが一体となった地域ぐるみの取組を積極的に推進し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を確立させる必要があります。

目標

飲酒運転の根絶

【小千谷市の飲酒運転による交通事故発生状況】

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
事故発生数	1人	0人	1人	1人	1人

資料：新潟県警察本部

施策 1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

(1) 交通安全運動での取組の推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶について呼びかけるとともに、参加・体験型の交通安全教室等の開催により、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知し、飲酒運転の危険性について理解が深まるよう努めます。

(2) 広報・普及活動の強化

飲酒運転の危険性について理解を深めるため、飲酒運転による交通事故の実態等の周知に努めるとともに、市報等の各種広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職場、地域等と一体となった広報キャンペーンの実施を関係機関・団体を通じて積極的に推進します。

また、取組を更に進めるため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発やハンドルキーパー運動の普及啓発、自動車運転代行の活用等を広報します。

第3部 その他の課題とその施策

その他の課題 1 道路交通環境の整備

課題

交通安全の推進には、歩行者や自転車が円滑に通行できるよう安全・安心な道路空間が確保された交通環境整備の必要があります。

施策 1 道路等の整備

(1) 歩道及び自転車通行空間の確保

ア 歩行者のための道路空間の整備

通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間は、小千谷市通学路交通安全プログラムにより歩道等の整備を推進します。

イ 自転車の安全な通行の確保

自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。

(2) 交差点の道路標示の整備

交差点における安全で円滑な交通の確保を図るため、関係機関と連携を図り道路標示の適正な整備を推進します。

施策 2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 歩行者が安全・安心に利用できる歩行空間整備の推進

(P12 重点課題 2 施策 1(1))

イ 安心して通行できるバリアフリー化された歩行空間の整備

(P8 重点課題 1 施策 1(1))

ウ 生活道路における交通安全対策の推進

国、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等の「ゾーン30」を整備するなど、ゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

(2) 標識等の整備

ア 見やすく分かりやすい道路標識等の整備

見やすく分かりやすい道路標識や案内標識の整備を関係機関と連携を図りながら、推進します。

イ 夜間事故対策

夜間の事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等を設置し、夜間事故の防止対策を関係機関と連携を図り推進します。

(3) 高齢者・障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保のための交通安全施設等の整備

歩行空間のバリアフリー化の推進

(P8 重点課題 1 施策 1(1))

(4) 通学路、通園路の安全設備・施設の整備

(P13 重点課題 2 施策 2(2))

(5) その他の交通安全施設等の整備

ア 交通安全緊急施設整備の実施

交通死亡事故等が発生した箇所において、緊急に対応する必要がある場合は、関係機関と連携し交通安全施設整備を行い、早急に交通安全の確保を図り、再発防止に努めます。

イ 農道における交通安全施設等の整備

農村地域の都市化や混住化に伴い、通勤・通学などの生活道路としても利用される農道について、安全施設の整備を推進します。

ウ 交通安全施設等の戦略的維持管理

整備後長期間が経過した交通安全施設等については、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

エ その他

道路区画線の整備や転落防止のためのガードレール等の整備を図るとともに、必要に応じて要望する町内にはカーブミラーを支給します。

施策 3 道路使用・占用の適正化

(1) 道路使用・占用の適正化の推進

ア 工事業者等に対する指導の徹底等

道路における工事等の道路使用については、道路管理者と連携を図りながら工事業者等に対する指導を徹底し、交通の安全と円滑を確保します。

イ 道路占用の適正化

道路の占用の許可に当たっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件の維持管理の適正化について指導します。

(2) 不法占用物件の排除等

(P13 重点課題 2 施策 2(1)イ)

施策 4 自転車利用環境の整備

歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、関係機関と連携を図りながら安全で快適な自転車利用環境の整備に努めます。

施策 5 TDM（交通需要マネジメント）の推進

ノーマイカーデー、自動車の過度な集中による弊害を緩和する TDM（交通需要マネジメント）（※）施策に関する普及啓発活動に取り組みます。

※TDM（交通需要マネジメント）：道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和や環境の改善を図る方法です。

施策 6 交通事故防止対策の推進

事故危険箇所対策の推進

ア 事故危険箇所における重点対策の実施

(P9 重点課題 1 施策 2(1))

イ セーフティー・ロード対策協議会の活用

警察の事故防止対策上の意見・要望等を、道路管理者が行う交通安全施設等の整備に反映させるため、警察署に設置されている「セーフティー・ロード対策協議会」を積極的に活用し、安全で快適な交通環境の整備に努めます。

施策 7 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害時の道路交通確保

災害発生時には、救援活動や物資輸送等を迅速に行うことができるように、緊急輸送道路の通行を迅速に確保します。

(2) 災害時の道路安全確保のための安全設備・施設の整備

災害発生時においても安全な道路交通を確保するため、停電に備えた信号機の電源付加装置の整備や交通情報を収集提供するための道路監視カメラ、交通情報板等の整備を関係機関と連携を図り推進します。

(3) 災害時の道路輸送の確保と混乱を防止するための的確な規制

災害発生時において緊急交通路の確保が必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、交通の混乱を防止するため被災地への車両の流入抑制等のための通行禁止等の交通規制を関係機関と連携を図り迅速、的確に実施します。

(4) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備

災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に把握し、緊急交通路、緊急輸送路等を確保するとともに道路利用者等への適切な交通情報を提供します。

施策 8 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路利用者の視点を活かした道路交通環境整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民、道路利用者及び関係機関と連携を図り交通安全施設等の点検を行うよう努めます。

(2) 路上遊戯事故防止のための公園等の整備

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に役立てるとともに、地域における良好な生活環境づくり等を図るため、公園等の整備に努めます。

(3) 除雪、消融雪設備の充実

冬期の円滑な道路環境を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図ります。

その他の課題 2 交通安全思想の普及徹底

課題

交通安全は、市民一人ひとりが自身の問題として考え、行動することが重要であることから、家庭、学校、職場等人間の成長過程に合わせ、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

施策 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児の発達や地域の特性に応じた柔軟な交通安全教育を実施するため、家庭や地域、関係機関、団体等と連携を図り日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を継続的に行います。

(2) 小学生に対する交通安全教育

学校における交通安全教育活動を通して、歩行者及び自転車利用者としての必要な知識と技能を取得させるため、実技指導を含む実践的な指導を行い、自らの生命を守るために必要となる能力や意識・能力の育成を図ります。

(3) 中学生に対する交通安全教育

歩行者としての心得、自転車の安全な利用について学校を中心に家庭や関係機関・団体等と連携を図り指導を行います。特に自転車の利用については、事故防止や交通ルールに関して指導の徹底を図ります。

(4) 高校生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事項、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるため、実技指導を含む実践的な交通安全教育を関係機関・団体と連携して推進します。

(5) 成人に対する交通安全教育

ア 運転者教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図るため、運転者に対する交通安全教育を関係機関・団体と連携して推進します。

イ 自転車利用者の教育の推進

(P14 重点課題 2 施策 3(4)イ)

ウ 公民館等における交通安全教育の推進

交通安全に対する意識を向上させるため、公民館等で開設する学級・講座等において交通安全に係る学習を行います。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

(P9 重点課題 1 施策 3(1))

(7) 身体障がい者等に対する交通安全教育

交通安全の必要な技能と知識習得のため、障がいの部位と程度に応じた交通安全教育を推進します。

(8) 外国人に対する交通安全教育

外国人が市内で安全に移動できるよう、機会を捉えて我が国の交通ルール及び交通マナーの普及に努めます。

施策 2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 交通安全指導者の養成

幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育を効果的に実施するため、交通安全指導者及び交通安全担当者を対象とした各種研修会への参加を支援するなど、県、警察署等と連携し指導者の養成を図ります。

(2) 教材資料の充実

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全指導教材と資料の充実に努めます。また、交通安全教育を行う機関・団体に対しては、その求めに応じた資材を貸与し、交通安全教育を推進します。

施策 3 地域社会における交通安全意識の高揚

家庭、学校、地域における交通安全教育活動の推進

ア 地域における高齢者交通安全教育の推進

交通指導員、関係機関・団体と連携し、高齢者交通安全推進員の協力を得ながら、地域ぐるみで高齢者に対する交通安全教育活動の推進を図ります。

イ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成及び諸行事に対し必要な資料の提供を行うなど、その主体的な活動を促進します。

ウ 学校における交通安全活動の推進

小学生の新入学児童全員に黄色いランドセルカバー及び夜光反射材キーホルダーを交付し、交通事故防止活動の推進を図ります。

施策4 交通安全に関する普及啓発活動の推進

各季の交通安全運動を中心に地域住民の自主的な参加のもと、それぞれの地域の実情に応じて真に交通事故防止に効果のある運動を推進します。

その他の課題 3 道路交通秩序の維持

課題

道路交通秩序の維持を図るため、自転車の放置、違法駐車への対策を関係機関・団体と連携し積極的に推進する必要があります。

施策 1 駐車秩序の確立

(1) 自転車の駐車秩序の確立

駅周辺や中心市街地において、自転車駐車場の利用促進を図るとともに、道路交通に支障を与える路上放置自転車の解消に努め、歩道空間の確保を図ります。

(2) 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

関係機関・団体との連携を図り、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図ります。

その他の課題 4 救助・救急活動の充実

課題

交通事故による負傷者の救命を第一とし、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携及び協力のもと救助・救急体制の整備を図る必要があります。

施策 1 救助・救急環境の整備

(1) 大規模交通事故発生時の集団救助救急体制の整備

大規模交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、救急医療機関、消防機関等の連絡体制の整備及び救出救護訓練の実施等により、救助・救急体制の整備を推進します。

(2) 応急手当の知識普及・啓発活動

ア 学校教育における応急手当の指導

小・中学校及び高等学校の授業等において、応急手当について実習を交えた指導の充実を図るよう努めます。

イ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急現場に居合わせた人による応急手当の実施は、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等や「救急の日」等の機会を通じて、普及啓発活動及び応急手当普及員等の養成を推進します。

(3) 救急隊員の応急処置の向上

救急隊員による応急処置を的確に実施するため、研修会等に積極的に参加し、救急隊員のレベルの維持向上を図ります。

(4) 救助・救急施設の整備の推進

消防機関は、救助工作車及び救助資機材を整備・維持するとともに、救急隊員がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

(5) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技能等の向上を図るため、教育訓練の実施に努めます。

(6) 高速自動車道路における救急業務実施体制の整備

高速自動車道路における救急業務については、東日本高速道路株式会社と連携を強化し、適切かつ効率的な人命救護を行います。

施策 2 救急医療関係機関等の協力関係の確保

(1) 連絡体制の明確化

救急医療機関へ傷病者を迅速かつ確実に搬送するため、救急医療機関と消防機関等の緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ及び連絡体制の明確化等を図ります。

(2) 医師の指導と助言

救急現場で携帯電話による医師の直接指導及び助言や現場への医師等の派遣が迅速に要請できるよう救急医療機関と消防機関が相互に連携し、効果的な救急体制の整備を推進します。

(3) 応援要請等の対応

道路交通に限らず、全ての交通分野において、多くの負傷者が生じる大規模交通事故が発生した場合には、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請、搬送にあつては新潟県消防防災ヘリ並びにドクターヘリを活用します。

その他の課題 5 交通事故被害者対策の推進

課題

交通事故被害者等は、精神的にも大きな痛手を受けているうえ、日頃から交通事故の知識や損害賠償に関する情報に接する機会が少ないことから、被害者救済制度の周知や交通事故相談など、交通事故被害者支援の必要があります。

施策 1 交通事故被害者対策の充実

(1) 自転車保険の広報について

全国的に高額な損害賠償を伴う自転車事故が発生していることから、TSマーク（※）制度及び損害保険会社を取り扱う自転車保険について周知し、加入促進を図ります。

※TSマーク：自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、傷害保険と賠償責任保険が付帯していることの確認証。

(2) 無保険（無共済）車両対策

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く市民に周知徹底を図ります。

(3) 任意の自動車保険（自動車共済）の加入促進

任意の自動車保険は、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしていることから、周知及び加入促進を図ります。

(4) 新潟県交通災害共済について

新潟県内の市町村が共同で運営し、交通事故により死傷されたときに見舞金を支給する県民相互の救済事業の積極的な周知及び加入促進を図ります。

【小千谷市での交通災害共済の加入及び給付状況】

項目		年度				
		H24	H25	H26	H27	H28
加入	加入者数（人）	24,705	23,932	23,209	22,756	22,094
	金額（千円）	12,352	11,966	11,604	11,378	11,047
	加入率（％）	63.8	62.5	61.3	60.7	59.8
給付	申請件数（件）	58	76	41	47	59
	給付金額（千円）	9,000	7,140	5,700	9,600	7,150
	給付率（％）	72.9	59.7	49.1	84.4	64.7

資料：新潟県市町村総合事務組合

施策２ 交通事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児等に対する県の高等学校交通遺児授業料減免事業や新潟県交通遺児基金による奨学金、激励事業の周知を行うとともに、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付、交通遺児育成基金が行う交通遺児育成のための基金事業などについてその利用促進を図ります。

また、被害者救済対策について広く周知し、被害者が個々のニーズに合わせた情報と支援が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

その他の課題 6 踏切道における安全対策

課題

踏切事故は、一たび発生すると重大な結果をもたらすものであることから、道路管理者や鉄道事業者等関係機関との連絡を密にし、各踏切の状況を勘案して各踏切道の構造改良により効果的で総合的な対策を推進する必要があります。

施策 1 踏切道の構造改良の促進

狭隘な踏切については、踏切前後の道路とともに構造改良を推進します。

参 考 资 料

信号機設置状況

NO	路線名	設置場所	信号種別
1	国道 291 号線	小千谷駅前交差点	定周期
2	小千谷市道	旭町交差点	定周期
3	国道 117 号線	本町交差点	定周期
4	国道 291 号線	魚伝前交差点	定周期
5	国道 291 号線	本町 1 丁目東交差点	定周期
6	国道 291 号線	旭橋西詰交差点	定周期
7	国道 291 号線	小千谷税務署入口前交差点	押しボタン
8	小千谷十日町津南線	小千谷小学校前交差点	押しボタン
9	小千谷市道	船岡公園入口交差点	押しボタン
10	国道 351 号線	渡辺タイヤ前交差点	定周期
11	国道 291 号線	蕨生本村入口交差点	定周期
12	国道 351 号線	渡辺自動車工場前交差点	押しボタン
13	国道 291 号線	横渡パスワード前交差点	定周期
14	国道 291 号線	小千谷病院前交差点	押しボタン
15	国道 117 号線	岩沢交差点	定周期
16	小千谷市道	船岡 2 丁目交差点	定周期
17	国道 291 号線	東栄 2 丁目交差点	押しボタン
18	国道 17 号線	木津南交差点	押しボタン
19	長岡片貝小千谷線	戸田商店前交差点	定周期
20	長岡片貝小千谷線	小千谷警察署脇交差点	定周期
21	小千谷市道	駅南駐車場入口交差点	定周期
22	国道 291 号線	東栄 1 丁目交差点	押しボタン
23	市道城川 7 号線	小千谷西高校前交差点	定周期
24	国道 291 号線	本町 2 丁目交差点	押しボタン
25	西小千谷停車場線	市役所入口交差点	定周期
26	国道 291 号線	油新田交差点	定周期
27	小千谷十日町津南線	池ヶ原バス停留所前交差点	押しボタン
28	西小千谷停車場線	健康センター前交差点	定周期
29	小千谷十日町津南線	四ツ子交差点	押しボタン
30	県道岩野塚山線	片貝小学校入口交差点	押しボタン
31	国道 117 号線	千谷川 4 丁目交差点	定周期
32	長岡片貝小千谷線	平沢 2 丁目交差点	定周期
33	小千谷十日町津南線	小千谷公民館前交差点	定周期
34	国道 291 号線	蕨生下口バス停前交差点	押しボタン
35	国道 117 号線	塩殿小学校入口交差点	押しボタン
36	小千谷長岡線	浦柄横断路	押しボタン
37	国道 117 号線	岩沢不動寺入口	押しボタン
38	国道 291 号線	土川町交差点	定周期
39	国道 117 号線	塩殿新道交差点	定周期
40	国道 291 号線	小千谷中学校前交差点	押しボタン
41	長岡片貝小千谷線	片貝山屋三差路	定周期
42	国道 291 号線	横渡北交差点	定周期
43	国道 117 号線	上片貝交差点	押しボタン
44	国道 291 号線	平成 2 丁目交差点	定周期

NO	路線名	設置場所	信号種別
45	国道 117 号線	千歳橋西詰交差点	定周期
46	小千谷市道	千谷川交差点	定周期
47	国道 17 号線	小千谷バイパス木津北交差点	定周期
48	国道 291 号線	横渡南交差点	定周期
49	国道 17 号線	大原入口バス停前交差点	押しボタン
50	小千谷十日町津南線	上ノ山三叉路	定周期
51	国道 117 号線	桜町交差点	定周期
52	国道 117 号線	平沢交差点	定周期
53	国道 17 号線	妙見堰西詰交差点	定周期
54	国道 117 号線	山本交差点	定周期
55	国道 117 号線	西中交差点	定周期
56	国道 117 号線	平沢東交差点	定周期
57	国道 117 号線	細島交差点	押しボタン
58	国道 17 号線	三仏生 国道 17 号バイパス中央交差点	定周期
59	国道 117 号線	千谷 国道 17 号バイパス南側交差点	定周期
60	国道 117 号線	桜町上交差点	定周期
61	小千谷十日町津南線	真人小学校入口交差点	押しボタン
62	三仏生片貝線	三仏生 国道 17 号バイパス北側交差点	定周期
63	国道 117 号線	角屋前交差点	定周期
64	国道 291 号線	佐藤整骨院前交差点	押しボタン
65	国道 117 号線	岩沢駅入口交差点	定周期
66	国道 17 号線	三仏生北交差点	定周期
67	国道 117 号線	平沢西交差点	定周期
68	長岡片貝小千谷線	小栗田交差点	定周期
69	国道 117 号線	上ノ山 4 丁目交差点	定周期
70	国道 117 号線	若葉団地北交差点	定周期
71	国道 117 号線	小千谷地域福祉センター前	押しボタン
72	国道 291 号線	東山郵便局前交差点	定周期
73	県道坪野三仏生線	千田中学校正門前	押しボタン
74	国道 117 号線	堺川橋南詰交差点	定周期
75	県道岩野塚山線	池津交差点	押しボタン
76	市道千谷川城内線	労働金庫小千谷支店前交差点	一灯式
77	城川 7 号線	土川会館脇交差点	一灯式
78	長岡片貝小千谷線	J A 片貝給油所前交差点	定周期
79	小千谷十日町津南線	渡辺久夫方前交差点	押しボタン
80	国道 291 号線	小千谷 I C 交差点	定周期
81	長岡片貝小千谷線	小千谷養護老人ホーム交差点	押しボタン
82	国道 117 号線	山本山大橋西詰交差点	定周期
83	国道 351 号線	ベルローブ脇交差点	押しボタン
84	国道 351 号線	和泉小学校西口交差点	押しボタン
85	国道 351 号線	信濃町交差点	押しボタン
86	長岡片貝小千谷線	片貝大屋敷交差点	定周期
87	長岡片貝小千谷線	小千谷総合病院入口交差点	定周期